

2005年2月18日

小山町産業廃棄物安定型最終処分場計画に関する意見書

千葉市緑区大椎町 1 1 8 8 - 7 8

川本 幸立 (かわもと ゆきたつ)

電話：0 4 3 - 2 9 4 - 2 1 3 8

緑区小山町に有限会社光洲産業(以下、「業者」と言う)が計画中の安定型最終処分場計画について、土気地域の様々な環境問題(土気緑の森工業団地の昭和電工バイオ研究所の公害未然防止、土気東地区開発に伴う環境破壊問題、残土・産業廃棄物処分場や野焼き問題など)に取り組んできた経験を踏まえ、土気地域に居住する一利害関係者として生活環境の保全上の見地から以下の意見を提出します。

なお、専門委員会で意見を述べたく陳述の場を設けていただきますようお願い申し上げます。

目次	1. 廃棄物安定型最終処分場の環境上の問題一般
	(1) 災害事例
	(2) 埋立地(安定型以外も含む)に関する環境影響調査事例
	(3) 安定型処分場の問題点
	(4) 安定型処分場に関する裁判所の認識
	2. 千葉市土気地域の自然環境の特徴～千葉県全体の自然保護の要の地
	3. 縦覧書類内容についての意見
	4. まとめ

1. 廃棄物安定型最終処分場の環境上の問題一般

(1) 災害事例

安定型処分場は、「廃プラスチック、ゴムくず、コンクリート殻など絶対に腐敗したり有害物質が溶け出すことのない産業廃棄物に限って埋め立てることができる最終処分場」ということですが、現実には以下のような問題が各地で生じています。

硫化水素の発生

・99年10月、福岡県筑紫野市で、高濃度の硫化水素が発生し、水質検査の作業員ら3人が死亡。同月、滋賀県栗東町でも2万ppmを超える硫化水素を検出。

・00年、千葉県の立入調査で県内で稼働している安定型処分場15施設の内、7施設で硫化水素が検出された。(「千葉日報」00年9月29日)

水汚染

・95年～96年にかけて環境庁(当時)が全国の安定型処分場の排水を調べたところ、約4

割から有害重金属や発がん性物質が検出され、その内ヒ素、水銀、鉛、ベンゼン、ジクロロメタンなどがそれぞれ地下水質の評価基準を超えていたところがあった。しかも調査対象のほとんどが模範的な処分場であった。(日消連「消費者レポート」第1185・86)

・宇都宮市篠井町で「処分場の浸出水が白く濁り、異臭がする」との住民の声で、用水路の水質調査したところ、環境基準(0.01ppm)を上回る最高0.28ppmの猛毒のヒ素が検出された。

・00年6月、大木戸町のタケエイの井戸水(下流)で、「鉛又は化合物」0.011mg/L(判定基準0.01)、「砒素又はその化合物」0.01mg/L(同0.01)が検出されている。

地熱発生

・県内の安定型処分場で、有機物の発酵による地熱が摂氏60~70度になり、隣接のにんじん畑の栽培に支障がでた。

悪臭の発生

・八王子のゴルフ場で隣接した安定型処分場からの悪臭の影響で営業に支障がでた。

火災の発生と有毒ガス

・01年11月、沖縄県平良市で、可燃性廃棄物による火災が発生し、火災に伴う有害ガス、ばいじん等により、周辺住民に激しい頭痛、咳き込み、眼や喉の痛み、呼吸困難などを訴える者が続出し、平良市も避難勧告し、7名が緊急入院。県は緊急の消火措置として火災現場にトラック700台分余の土を被せたため、火が内部でくすぶり続けその排煙で事態がより深刻化し、火災後入退院を繰り返していた者3名が死亡、ダチョウなども死亡、農作業にも深刻な影響を及ぼした。(03年4月18日那覇地方裁判所提出訴状による)

(2) 埋立地(安定型以外も含む)に関する環境影響調査事例

埋立地での火災によるダイオキシンの発生により、さまざまな疫学的研究によると、埋立地近隣の家でがん、出生異常、低体重出産、子供の成長異常時の発生率が高くなっている。2001年8月、英国で埋立地が周辺住民の健康に与える危険性について調査報告が出版され、それによれば、英国の9565の埋立地を対象にした調査で、埋立地から2キロメートル以内に住む人の出生異常の率はそれ以外の人より1%、神経管異常は5%、性器異常は7%、腹部異常は8%高いことを示している。(ロビン・マレー著「ゴミポリシー」(築地書館)17・18頁)

産廃不法投棄・ノネズミに染色体異常

青森、岩手両県にまたがる全国最大規模の産業廃棄物不法投棄現場に生息するノネズミに高い頻度の染色体異常があることが、弘前大学農学生命科学部の小原良孝教授(細胞遺伝学)らの調査でわかった。ロシアの化学薬品工場周辺でネズミの染色体異常が報告された例があるが、国内の野生生物でまとまった染色体異常が見つかったのは初めてという。

地中で汚染物質を食べたり、体に直接接触したりした影響と考えられるという。現場ではダイオキシン類、ベンゼン、トリクロロエチレン、ジクロロエタン、フッ素などさまざまな化学物質が検出されている。今のところ原因物質は不明。

(04年6月26日・毎日新聞)

埋立地は温室効果ガス = メタンガスの主要な発生源

「千葉市地球温暖化防止実行計画」(02年11月)によれば、ごみ処理に係る千葉市の事務・事業における温室効果ガスの排出状況で、メタンガス排出量 21995 トン-co₂ の 96%が一般廃棄物の埋立てによるものである。なお、千葉市において、一般廃棄物の最終処分量と産業廃棄物の最終処分量は同程度である、(97年度～01年度 5～8万トン/年)

英国ではメタンガス総排出量の 4 分の一を埋立地起源の排出が占め、EU 全体では 99 年に全体の 32%となっている。埋立地で有機廃棄物の分解過程から生じるメタンガスには気候変動への影響とともに、汚染や爆発の危険性もある。(前掲「ゴミ・ポリシー」18 頁)

(3) 安定型処分場の問題点

安定型処分場は、シートや水処理施設もなく、すばりに廃棄物を投入するもので汚染が発生した場合、除去不能で半永久的な被害が生じ、被害の大きさもはかりしれません。

全国で起きている紛争の争点、前項の災害事例などから指摘できる問題点は以下の点です。

安定 5 品目自体が危険である

プラスチックの可塑剤は降雨により溶出する。温度変化、圧力により金属くずから重金属(鉛、水銀、カドミウムなど)が溶出(酸性雨であればなおさら)する可能性も高い。ゴムくずも亜鉛及びその化合物や DOA、アニリンなどの発がん性物質が溶出する。陶磁器くずも顔料(コバルト)やクロム化合物など有害物の有無を見分けることができるかどうか大いに疑問である。

安定 5 品目以外の混入を避けることはできない

混入防止のためにはまず、廃棄物の一つ一つの断片を化学分析し、目視するなど時間と多額の分析費をかけ、厳しく分別することが不可欠であるが、目視によりサッと確認するだけの「展開検査」では厳密な分別は不可能である。どうしても分別できない混合物(容器に内容物が残存付着するなど)も存在する。展開検査とその前の中間処理段階において安定 5 品目以外の混入を防止できることを立証する必要がある。

(4) 安定型処分場に関する裁判所の認識

富津市の水源地(井戸による飲料水、農業用水、アユの放流、漁業や海苔の養殖)に安定型処分場の設置をめぐる近隣住民による差し止め裁判で、千葉地裁は 01 年 2 月、「汚染された地下水が井戸水に流入することで、健康被害を受ける蓋然性が極めて高い」「侵害の防止を事後的に阻止することは物理的、経済的に極めて困難」であり、「健康への被害のおそれが永続的に継続する」として、「処分場の建設、使用及び操業をしてはならない」との仮処分決定をしました。

廃棄物処分場をめぐる紛争事例が多くありますが、この決定のように住民の差し止め請求を認める事例が多く見受けられ、以下の 4 点を安定型処分場について裁判所が認識しているものと思われます。

安定 5 品目と言っても、酸性雨の影響や経年変化などにより有害物質の溶出の危惧は否定できない。

地下水や土壌汚染、それらによる健康被害は微量でも長期にわたり継続的に生じること、一度被害が生じると事後的回復は困難であること。

有害物質排出の危惧や 5 品目以外の混入の可能性などの問題点に対する具体的かつ合理的な防止計画、すなわち、侵害発生の高度の蓋然性がないことの立証を事業者に求めている。

廃棄物処理法や大気汚染防止法など公法による規制基準や設置基準を満たしていても、～ の観点から、具体的な危険性がある場合は民事上違法と判断する。

2 . 千葉市土気地域の自然環境の特徴～千葉県全体の自然保護の要の地

土気地域は千葉の原風景といわれる里山や谷津田の豊かな自然が広がり、千葉市環境部の依頼で県立博物館の研究員のかたたちが 4 年間を費やしてまとめた市内全域の生態系調査報告書「千葉市野生動植物の生息状況及び生態系調査報告」(監修：沼田真、編集：中村俊彦・長谷川雅美・藤原道郎)を参照しても、貴重な動植物の宝庫ともいえる地域である。水源地として、房総半島の北総と南総の中間、また東京湾側と太平洋側との分水嶺をなし、千葉県全体の自然保護の要の地とも言われる(県立中央博・中村俊彦氏談。朝日新聞 97 年 8 月 30 日)。

従って、この地域の開発は、生物多様性や里山自然、水源林の保護・保全を前提とすべきである。実際計画地の隣接地では、絶滅危惧種・貴重種のオオアカウキクサ、メダカ、アカガエルなどが観察される。

2 月 16 日京都議定書が発効し、90 年比 6 % 減という日本の温室効果ガス排出削減目標が国際的に義務付けられた。森林の吸収による CO₂ の排出削減枠として 90 年の排出量の 3.9% が認められたが、農水省の試算によると、林業の不振や手入れがゆき届かず森が育たないため 2010 年度に達成可能な森林の吸収量は 2.6% だけという。

さて、千葉市においては緑区、若葉区で森林の吸収による CO₂ の排出削減が打ち出されている。今回のように林地の不法伐採、廃棄物の埋立てによるメタンガスの発生は、この方針に反する。

3 . 縦覧書類内容についての意見

前項までの内容を踏まえて、以下の点を指摘します。

(1) 有害物質排出の危惧や 5 品目以外の混入の可能性などの問題点に対する具体的かつ合理的な防止計画、すなわち、侵害発生の高度の蓋然性がないことを何一つ示してはいない。重機により厚さ 30cm 位に広げての目視点検では混入は防止できない。

従って、今まで述べた安定型処分場の問題点が発生する可能性が高いと言える。

(2) 生活用水、農業用水を地下水、絞り水に依存する生活をしていることの調査を行ってはいない。汚染発生した場合の、井戸水、絞り水への影響も同様である。計画地は明らかに水源地である。

なお、地下水の水質監視用井戸 2 箇所、浸透水検査柵 2 箇所の設置は、地下水の一部の水質の状況を把握するに過ぎず、そこで発覚した汚染は、汚染を起こす行為をした直後ではなく、相当な時間の経過後である。また、地下水流との関係で、井戸、検査柵の設置・採水箇所の妥当性については十分な検討がなされてもいない。

汚染が判明した後は、取り返しがつかない、汚染は事後的に除去不可能、半永久的で被害の大きさは計り知れないことを繰り返し指摘しておく。

(3) 排出ガス対策については、「排出ガスの発生なし」としているが、今まで記述したことより発生を前提とした対応を検討すべきである。しかし、施設(埋立地)からの悪臭の発生については、生活環境影響調査項目から除外している。なお、「維持管理基準」及びその対応で「防臭剤」の散布とあるが化学物質汚染という別の問題を生じるものである。

(4) 「排水はない」「放流水はなし」というが、処分場内に降った雨水は廃棄物に触れあるいは浸透して地下に浸透し、処分場底部に達する。浸出水は、地層内の割れ目やミズミチ、地層内の砂粒の間隙をじわじわと流れる。隣接地ではこの浸出水を利用して米作りが先祖代々行われてきている。この隣接地にとっては、こうした廃棄物に触れた浸出水は「排水」であり「放流水」と言えよう。

(5) 地熱の影響については何ら考慮されていない。

(6) 生物多様性保全の観点もなく、隣接地に生息する生物について調査が行われてはいない。

4. まとめ

以上を踏まえ以下の点を指摘します。

(1) 生命、健康、農作物・漁獲物等に重大な被害をもたらす蓋然性が高く、一方、実施された生活環境調査内容では本処分場の安全性について具体的な証明はなしえていない。従って、本計画は認めるべきではない。

(2) 廃棄物最終処分場の立地については、今回のような水源地は少なくとも避けるべきである。最優先すべきは、業者のエゴではなく住民の生活環境(憲法 13 条、民法 709 条、710 条など)である。

(3) 安定型処分場はその危険性故に廃止されるべきとの声が高い。また、安価な費用で多額の利益をあげようとする安定型処分場は時代遅れ、「過去の忌まわしい遺物として放逐されるべき」との認識が一般的と言われる。

廃棄物処理の世界の動向は焼却・埋立てから、4L～Local(地域で)・Low Cost(安価に)・Low impact(低環境負荷)・Low technology(ハイテクに頼らない)～の手法による3Rにより、ごみの発生の予防と資源循環型社会システムの構築で、ゼロウェイスト(ごみゼロ)に確実に向かいつつある。それは埋立てゼロの社会である。処分場をつくるという発想そのものの転換が求められている。

(4) なお、私は、次世代に良好な環境を引き渡すことが責務であると考え土気地域の環境保護・保全に取り組んできたものであり、計画地の災害発生(火災・有毒ガス発生など)に影響を受ける可能性を持つ地域に居住するものである。そこで計画に伴う利害関係者として以上の意見を提出する次第である。

以上